

20 資格制度

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
資格制度の見直し (国土交通省)	(不動産鑑定士) 不動産鑑定士を目指す者の裾野を広げつつ、その資質の向上を図り、将来にわたって優秀な不動産鑑定士を確保していくため、試験を1回2段階の体系に簡素合理化し実務経験2年以上の要件は廃止することで、受験者の負担の大幅な軽減を図るとともに、実務の修習課程を充実させ、これを修了した者に資格を付与するよう、不動産鑑定士試験制度を見直す。 【不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第66号)】	改定・資格	措置済 (平成18年2月施行)		
配点、質問要旨等の公表 (経済産業省)	(中小企業診断士) 平成16年夏の試験から以下を実施する。 了解の得られた試験出題委員のみ公表(次回の委員選任から全ての委員の公表を検討) 1次試験の配点を公表 2次試験の質問主旨を公表 受験者の属性は、「性別、年齢、職業区分」を公表 登録機関による実務補習に変更 【中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成16年4月経済産業省令60号)】	改定・資格	措置済		
定期講習受講義務に係る負担の軽減 (経済産業省)	(第一種電気工事士) 第一種電気工事士に受講が義務付けられている定期講習について、受講者等の負担軽減という観点から、講習内容及び講習方法の見直しを行う。 【電気工事士法施行規則の一部を改正する省令(平成16年3月経済産業省令第45号)】	改定・資格	措置済 (4月施行)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
必置単位、必置人数、資格者の業務範囲の見直し (経済産業省) <エネイの再掲>	(エネルギー管理者) a エネルギー管理者1人が管理するに適切な設備・人員等の範囲を見直す。 【エネルギーの使用の合理化に関する法律(平成17年法律第97号)】	改定・資格 a	検討・結論	措置済 (法案成立、公布、平成18年4月1日施行予定)	
(経済産業省)	(電気主任技術者) b 第二種及び第三種電気主任技術者の監督範囲のうち、構内と構外との区分については、現状において電気工作物の工事、維持及び運用に関する技術レベルの違いはないことから、当該区分を撤廃し監督範囲を拡大する見直しを行う。 【電気事業法施行規則の一部を改正する省令(平成16年7月5日経済産業省令第75号)】	改定・資格 b	措置済 (7月施行)		
選任要件の緩和 (経済産業省)	(電気主任技術者) a 電気主任技術者を当該事業者の従業員以外の者から選任することができる場合の要件を明確化する。	改定・資格 a	措置済		
(経済産業省)	(エネルギー管理者) b エネルギー管理者及びエネルギー管理員を当該工場の職員以外の者(工場における燃料等や電気を消費する設備の維持、燃料等や電気の使用の方法の改善及び監視に関する業務の委託先企業の職員など)から選任する場合の要件を明確化するとともに、複数事業場のエネルギー管理者の兼務規定について検討し、実施する。 【(外部委託について)エネルギー管理者又はエネルギー管理員を指定工場の従業員以外から選任する場合の運用について(平成16年6月21日付事務連絡)】	改定・資格 b	外部委託について措置済 兼務規定について検討・結論	措置済 (法案成立、公布、平成18年4月1日施行予定)	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(経済産業省)	(ボイラー・タービン主任技術者) c 保安が確実に確保される移動距離の制限値及び保安体制の要件等について、保安実績や根拠となるデータ等を踏まえて検討し、措置する。	改定・資格 c	検討	一部措置済	措置(4月予定)
(厚生労働省) <雇用力の再掲>	(衛生管理者) d 職場における衛生管理体制の確保・向上を一層図る観点から、事業場に直接雇用されていない者を衛生管理者として選任することができるよう、所要の措置を講ずる。	改定・資格 d			措置
実務経験要件の見直し (経済産業省)	(ボイラー・タービン主任技術者) a ボイラー・タービン主任技術者になる条件として必要な実務経験年数を一律に定めるのではなく、安全確保に関するマネジメントシステムの社会への浸透等の状況を踏まえ、弾力的な運用ができないか検討する。	改定・資格 a	マネジメントシステムの浸透状況等を踏まえ検討		
(厚生労働省) <福祉ア bの再掲>	(介護支援専門員) b 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	改定・資格 b	措置済 (3月通知)		
電気通信工事における主任技術者の資格要件の緩和(国土交通省、総務省) <住宅工の再掲>	(主任技術者) 電気通信工事において建設業法に基づき配置することとされている主任技術者の要件について、他の既存資格の活用の適否について、既存資格の試験内容等を踏まえ検討する。 【建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成17年国土交通省令第113号)】	改定・資格	検討・結論		措置(4月施行予定)

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
通訳案内業試験の採点基準及び合格基準の明確化 (国土交通省)	受験者の予見可能性を高めるために、既に公開している解答例につき、周知徹底を行う。	改定・資格	措置済		
観光通訳ガイドの育成等の方策の検討・実施 (国土交通省) <運輸ウの再掲>	a 現行の通訳案内業制度について、新規参入者の増大・多様化、競争促進によるサービス内容の適正化を図る観点から、まず、参入規制について、事業免許制を資格の登録制に改める。【「通訳案内業法の一部を改正する法律」平成17年法律第54号】	改定・資格 a	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)
	b 多様なニーズに対応するため、資格取得の際の試験制度についても、簡素でかつ通訳ガイドとして真に必要な知識・能力を問うものとする。このため、他の資格試験制度における合格者に対する試験免除の範囲を拡大を図るなど必要な見直しを行う。【「通訳案内業法の一部を改正する法律」平成17年法律第54号】	改定・資格 b	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)
	c 地域の実情に応じたきめ細かな対応を行う観点から、特定地域においてのみ通訳ガイド業務を行う地域限定通訳ガイド制度を新たに創設する。【「通訳案内業法の一部を改正する法律」平成17年法律第54号】	改定・資格 c	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)
ボイラー・タービン主任技術者のアウトソーシング (経済産業省)	全国の発電所におけるボイラー・タービン主任技術者の実態把握を行った上で、ボイラー・タービン主任技術者のアウトソーシング導入に係る要件や実現可能性等について所要の検討を行い、結論を得、検討結果を踏まえ必要な措置を講じる。	改定・資格		検討・結論	措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
公証事務の民間開放推進 (法務省)	公証人について、各人の適正・能力に応じた選考を行うことはもとより、民間出身者がより応募しやすくなるよう、公募の在り方を見直し、公募制度の一般への更なる周知を図るとともに、実施した試験の概要を公開する等、更なる民間開放の推進に向けた環境づくりを進める。	改定・資格		措置済	
運転免許試験の民間開放推進 (警察庁)	<p>運転免許関係事務の更なる民間開放の観点から、以下のことを明記した文書により各都道府県警察を指導するとともに、そのことを広く一般にも周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県警察の実情に応じ、学科試験その他の全ての業務の実施について、民間開放を推進すべきであること。 特定の法人以外の法人が委託を受けている例が極めて少ない状況にかんがみ、当該委託先については、一般競争入札を行うことが望ましいこと。 上記による委託先の数については、求められる要件等が満たされているのであれば、各都道府県警察の実情に応じて、競争が最も有効に機能するように定めるべきこと。 <p>【警察庁通達平成17年1月27日警察庁丁運発第15号、丁交企発第24号】</p>	改定・資格	措置済		
砂利採取業務主任者試験、採石業務管理者試験の民間開放推進 (経済産業省)	都道府県知事に対して、国と調整を図りつつこれら両試験を束ねた上で、さらにこれら両試験と束ねることのできる類似の試験制度の有無について調査し、民間開放の可能性を検討するよう要請する。	改定・資格		検討・結論	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
手筒花火に係る火薬類取扱者の年齢制限の緩和 (経済産業省)	技術基準を見直し特殊繊維製の内筒を利用するなど安全確保策を講じるとともに、青少年によっても安全な消費が可能となることを担保するための関係地方公共団体による個別従事者認定等を条件に、年齢制限を緩和する。	改定・資格		措置済	
休止中の火力発電所における主任技術者不選任の容認 (経済産業省)	休止期間中の火力発電所については、休止の実態等を踏まえ、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を不選任とすることについて検討し、結論を得る。	改定・資格		検討・結論	措置
商業・法人登記の行政書士への開放 (法務省)	利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うためには、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、法務省は、関係府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討する。	重点・見直3(1)			検討
建設業関連資格の規制緩和 (国土交通省)	現行の企業の経営形態の実態について調査を行うなどにより把握するとともに、経営管理責任者の資格要件である経験年数について、一定の基準(この基準は、適用対象を不合理に制限するものであってはならない。)に合致する執行役員など経営に実質的に参画する役職を、建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第1号イの「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とみなすこととする。	重点・見直3(2)			検討・結論
国家公務員試験の運営管理 【人事院】	国家公務員の採用試験業務のうち、受験案内・申込書・受験票の印刷、受験申込書の記載内容の電算入力、多枝選択式答案(マークシート)の採点及び結果処理、合格通知書・採用候補者名簿の作製については、既に民間事業者に委託されているが、業務の包括的な民間委託等も含め、更なる民間開放を推進する。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	重点・官業(1)			措置

